

# 岡山県立烏城高等学校 いじめ防止基本方針

平成26年5月 策定 令和3年4月 改訂

## いじめに関する現状と課題

・本校のいじめの認知件数は年間10件前後で推移しており、1年生が半数を占め、上級生になるに従って減少している。最近では、SNS等の普及に伴い、インターネットや携帯電話などの情報機器を使用した生徒間トラブルが原因となっているものが増加している。本校では、学校への携帯電話の持ち込みを制限しておらず、ほとんどの生徒が携帯電話を所持しており、潜在化するいじめの問題への対応が必要となっている。現在、いじめ防止・対策委員会および生徒課を中心にいじめ問題への対応を行っているが、未然防止の取組をより強く推進するためには、他の分掌組織とも連携して学校をあげた横断的な取組を行う必要がある。また、いじめの早期発見、適切な対処のための教職員研修の充実も必要である。

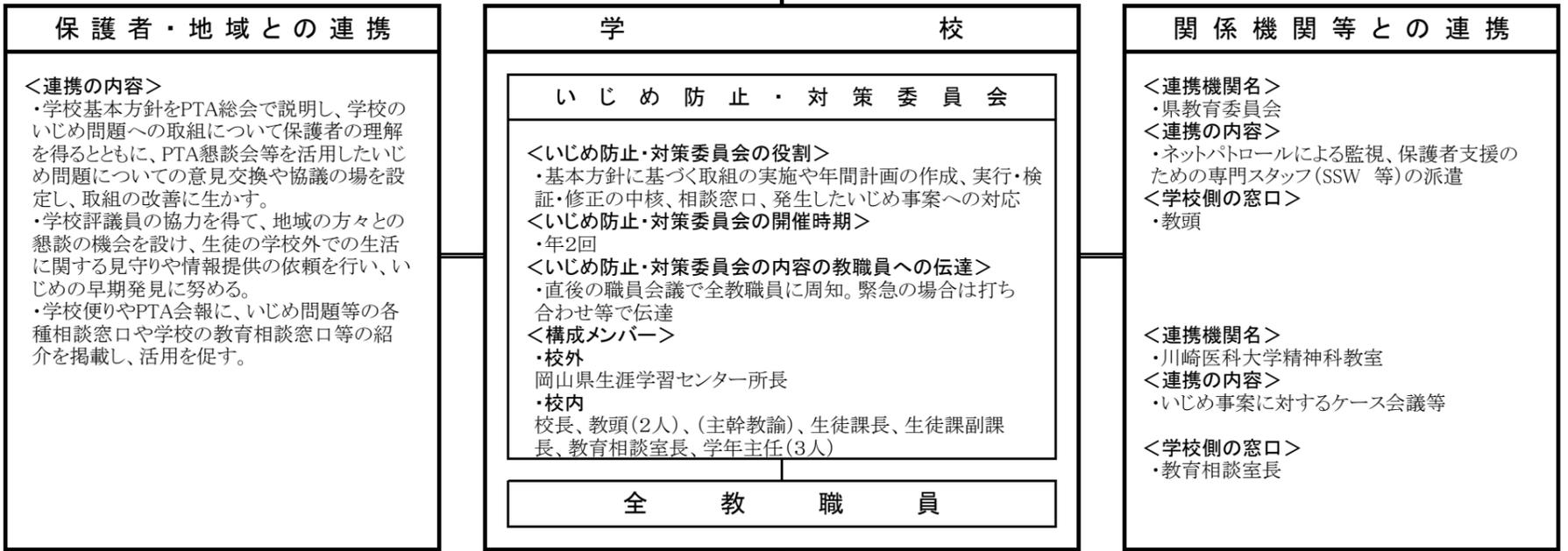
## いじめ問題への対策の基本的な考え方

・学校をあげた横断的な取組を推進するため、いじめ防止・対策委員会を組織する。いじめ防止・対策委員会には、生徒課長以外にも各課・室、学年の教職員も参画し、それぞれの立場から実効的ないじめ問題の解決のための取組を行う。また、生徒のインターネットや携帯電話などの利用に関するアンケートを行い、その結果を基に、教員研修や保護者への啓発を実施し、生徒への情報モラルについての教育の推進を図る。

・いじめの早期発見のために年間2回の学校生活アンケートを実施し、得られた情報を教職員間で共有を図る。

<重点となる取組>

- ・インターネットや携帯電話などの情報機器を使用したいじめについての認識を深め、いじめの認知能力やその後の対応能力向上のための教職員研修を実施する。
- ・いじめの実態に応じて、段階的に臨床心理士やSSWなどの外部機関との連携を深め、いじめの早期発見に努めるとともに、その解決に組織的にあたる。
- ・生徒のインターネット利用実態を踏まえ、教科「情報」の科目において、いじめ防止に向けて計画的に授業を実施する。
- ・いじめを訴える力の育成をするため、教職員が生徒に語りかける回数を増やし、風通しの良い環境を整備する。加えて、STOPit(いじめを防止するために作られた匿名で学校に通報できるアプリ)の導入促進を図り、訴えやすい環境を整備する。



## 学校が実施する取組

① いじめの未然防止	<p>(教員研修)</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・教職員の指導力向上のための研修として、大学から講師を招聘し、生徒のネット利用の状況と指導上の留意点についての研修会を行う。</li></ul> <p>(啓発活動)</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・年度当初の全体オリエンテーション、学年オリエンテーションや、年間をとって学年集会などの機会をとらえて、いじめ防止の意識を高める。</li></ul> <p>(情報モラル教育)</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・携帯電話やインターネットを使用した誹謗・中傷によるいじめに対しては、教科「情報」の科目において、情報を発信する責任を自覚し、適切に利用できる力を身に付けるさせる。</li></ul> <p>(家庭への啓発)</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・インターネット、携帯電話等の情報機器を使用したいじめの認知につながるよう、国が作成した、保護者向けのパンフレットを配布して、家庭における啓発を行う。</li></ul>
② 早期発見	<p>(実態把握)</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・生徒の実態把握のためのアンケートを年間2回実施し、生徒の生活の様子を十分把握し、いじめの早期発見を図る。</li></ul> <p>(相談体制の確立)</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・相談担当の教職員を生徒に周知すると同時に、全ての教員が生徒の変化を見逃すことなく、きめ細かく声かけを行い、生徒がいつでもいじめを訴えたり、相談したりできるような体制を整える。</li><li>・外部からの相談活動を、大学院生カウンセリングを年間26回、臨床心理士カウンセリングを年間20回行い、相談活動の中でいじめの早期発見を図る。</li></ul> <p>(情報共有)</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・毎週1回、定期的に教職員の情報交換会を実施し、学年、クラスの枠を超えて情報共有できる体制をつくる。</li></ul>
③ いじめへの対処	<p>(いじめの有無の確認)</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・本校生徒がいじめを受けているとの通報を受けたり、その可能性が明らかになったときは、速やかに、いじめの事実の有無の確認を行う。</li></ul> <p>(いじめへの組織的対応の検討)</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・いじめへの組織的な対応を検討するため、いじめ防止・対策委員会を開催する。</li><li>・いじめ防止・対策委員会は、外部関係機関と連携をとり、組織的な対応を図る。</li></ul> <p>(いじめられた生徒への支援)</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・いじめがあったことが確認された場合には、いじめられた生徒を最後まで守り抜くことを最優先に、当該生徒及びその保護者に対して支援を行う。</li></ul> <p>(いじめた生徒への指導)</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・いじめた生徒に対しては、いじめは絶対に許されない行為であり、相手の心身に及ぼす影響等に気付かせるなど、適切かつ毅然とした対処を行うとともに、当該生徒の周囲の環境や人間関係など、その背景を十分に把握し、保護者の協力を得ながら、健全な人間関係を育むことができるよう指導を行う。</li></ul>